



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行  
定価 (送料共) 1か月2,200円

## 目次 (\*については県例規集掲載事項)

- 規則
  - \*70 和歌山県毒物劇物取扱者試験委員規則 (薬務課)
- 人事委員会規則
  - \*25 職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則
  - \*26 職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則
  - \*27 和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
  - \*28 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則
  - \*29 職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則
- 教育委員会規則
  - \*15 和歌山県立体育館設置及び管理条例施行規則
  - \*16 和歌山県立武道館設置及び管理条例施行規則
- 告示
  - \*1138 和歌山県毒物及び劇物取扱者試験委員規程の廃止 (薬務課)

は県の職員のうちから知事が任命する。  
(任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、当該任期に係る試験の実施に関する事務が終了したときは、その任期は終了するものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。  
(委員長)

第5条 試験委員に、委員長を置く。

2 委員長は、福祉保健部長をもって充てる。

3 委員長は、試験の実施に関する事務を総理する。

4 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。  
(庶務)

第6条 試験委員の庶務は、福祉保健部健康局薬務課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、試験委員の運営に関し必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 規 則

## 人事委員会規則

### 和歌山県規則第70号

和歌山県毒物劇物取扱者試験委員規則を次のように定める。

平成21年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県毒物劇物取扱者試験委員規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置等に関する条例(昭和28年和歌山県条例第2号)第3条の規定に基づき、和歌山県毒物劇物取扱者試験委員(以下「試験委員」という。)の組織、運営その他委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 試験委員は、毒物及び劇物取締法(昭和25年法律第303号)第8条第1項第3号の規定による毒物劇物取扱者試験(以下「試験」という。)の実施に関する事務を行う。

(組織)

第3条 試験委員は、9人以内で組織する。

2 委員は、化学及び農薬についての学識経験を有する者又

### 和歌山県人事委員会規則第25号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月6日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則(昭和42年和歌山県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第17条」を「第23条」に改める。

第2条第1号中「第10条の2第6項」を「第11条第4項」に改める。

第20条から第25条までを次のように改める。

(懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がない場合における退職手当管理機関)

第20条 条例第14条第2号に規定する人事委員会規則で定める機関は、次に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める機関とする。

(1) 知事 知事

(2) 条例第14条第2号に規定する職員のうち、当該職員の退職の日において当該職員に対し同号に規定する懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関がないものであって、前号に掲げる者以外のもの 当該職員の退職の日において当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）の任命権を有する機関

(退職手当支給制限処分書の様式)

第21条 条例第15条第1項の規定による処分に係る同条第2項の書面の様式及び条例第17条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当支給制限処分書（別記第25号様式）のとおりとする。

2 条例第17条第1項（第3号に係る部分に限る。）又は第2項の規定による処分に係る同条第5項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当支給制限処分書（別記第26号様式）のとおりとする。

(退職手当支払差止処分書等の様式)

第22条 条例第16条第1項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当支払差止処分書（別記第27号様式）のとおりとする。

2 条例第16条第2項（第1号に係る部分に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当支払差止処分書（別記第28号様式）のとおりとする。

3 条例第16条第2項（第2号に係る部分に限る。）の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当支払差止処分書（別記第29号様式）のとおりとする。

4 条例第16条第3項の規定による処分に係る同条第10項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当支払差止処分書（別記第30号様式）のとおりとする。

5 条例第16条第4項の規定による申立てに係る書面の様式は、退職手当支払差止処分取消申立書（別記第31号様式）のとおりとする。

6 条例第16条第5項、第6項又は第7項の規定により支払差止処分を取り消した場合において、退職手当管理機関が当該処分を受けた者に対し交付する当該処分を取り消す旨及びその事由を記載した書面の様式は、退職手当支払差止処分取消書（別記第32号様式）のとおりとする。

(退職手当返納命令書の様式)

第23条 条例第18条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）の規定による処分に係る同条第6項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当返納命令書（別記第33号様式）のとおりとする。

2 条例第18条第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定に

よる処分に係る同条第6項又は条例第19条第1項の規定による処分に係る同条第2項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当返納命令書（別記第34号様式）のとおりとする。

(条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書の様式)

第24条 条例第20条第1項の規定による通知に係る書面の様式は、職員の退職手当に関する条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書（別記第35号様式）のとおりとする。

(退職手当相当額納付命令書の様式)

第25条 条例第20条第1項、第2項又は第3項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当相当額納付命令書（別記第36号様式）のとおりとする。

2 条例第20条第4項又は第5項の規定による処分に係る同条第7項において準用する条例第15条第2項の書面の様式は、退職手当相当額納付命令書（別記第37号様式）のとおりとする。

別記第2号様式中「退職時支給された退職手当の額」を「退職時に支給された一般の退職手当等の額」に改める。

別記第4号様式中「退職時支給した退職手当の額」を「退職時に支給した一般の退職手当等の額」に改める。

別記第25号様式から別記第30号様式までを次のように改める。

別記第25号様式 (第21条関係)

(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例 第15条第1項 第17条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2) )提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(支給制限処分の理由)	
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

## 備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第26号様式 (第21条関係)

(表面)

退職手当支給制限処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例 第17条第1項 の規定により、一般の退職手当等の全部  
又は一部を支給しないこととする処分として、下記の金額を支払わないこととする。  
第17条第2項

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2) )提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

記

金 円

(処分前の一般の退職手当等の額)	円
(処分後に支払われる一般の退職手当等の額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)	
(採用年月日) 年 月 日	(勤続期間) 年 月
(退職年月日) 年 月 日	
(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)	
(職員の退職手当に関する条例第15条第1項に規定する事情に関し勘案した内容についての説明)	

## 備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。
- 3 不要の文字は、抹消すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第27号様式 (第22条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第16条第1項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができ、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
		年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(支払差止処分の理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）</li> <li>3 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合</li> </ol>	

## 備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき退職手当管理機関を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第 8 条第 1 項の勤続期間をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第28号様式 (第22条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができ、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
		年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認める理由)	
(思料される犯罪に係る罰条 )	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。	
1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合	
2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した場合又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合	
3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合	
4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合	

## 備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき退職手当管理機関を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第29号様式 (第22条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第16条第2項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができ、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
		年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
<p>(支払差止処分の取消し)</p> <p>この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。ただし、3に該当する場合において、この処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているとき、その他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合</li> <li>2 この処分を受けた者について、この処分の理由となった行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、その判決が確定した場合又はその公訴を提起しない処分があった日から6か月を経過した場合</li> <li>3 この処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、職員の退職手当に関する条例第17条第1項の規定による処分を受けることなく、この処分を受けた日から1年を経過した場合</li> <li>4 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなると認める場合</li> </ol>	

## 備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき退職手当管理機関を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第30号様式 (第22条関係)

(表面)

退職手当支払差止処分書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第16条第3項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める。

なお、この処分についての不服申立ては、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができ、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日が経過した後においては、この処分の後の事情の変化を理由に、(2) に対してこの処分の取消しを申し立てることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は(3))提起することができる(この処分書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この処分書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)

(退職をした者の氏名)		
(採用年月日)	年 月 日	(勤続期間)
(退職年月日)	年 月 日	
		年 月

(裏面)

(退職時の勤務公署)	
(退職時の職名)	(退職時の給料月額) 円 ( 職 級 号給)
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	
(支払差止処分の取消し) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、差し止められている一般の退職手当等の額が支払われる。 1 この処分を受けた者が職員の退職手当に関する条例第17条第2項の規定による処分を受けることなくこの処分を受けた日から1年を経過した場合 2 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、この一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったと認める場合	

## 備考

- (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には処分の取消しの申立てをすべき退職手当管理機関を、(3)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 勤続期間とは、職員の退職手当に関する条例第8条第1項の勤続期間をいう。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第30号様式の次に次の7様式を加える。

別記第31号様式 (第22条関係)

退職手当支払差止処分取消申立書

年 月 日

(退職手当管理機関) 様

申立人住所  
氏名

印

電話番号

職員の退職手当に関する条例第16条第4項の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分の取消しを申し立てます。

(退職をした者の氏名)	
(退職手当支払差止処分の発令年月日) 年 月 日	(退職年月日) 年 月 日
(退職時の勤務公署)	
(退職手当支払差止処分の取消しを申し立てる理由)	

備考

- 「退職手当支払差止処分の取消しを申し立てる理由」には、当該支払差止処分後の事情の変化を具体的かつ詳細に記載し、必要があれば別紙にすること。
- 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とする。

別記第32号様式 (第22条関係)

## 退職手当支払差止処分取消書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第16条 (第5項・第6項・第7項) の規定により、一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を取り消す。

(退職をした者の氏名)	
(退職手当支払差止処分の発令年月日) 年 月 日	(退職手当支払差止処分を取り消した年月日) 年 月 日
(退職手当支払差止処分を取り消した理由)	
(支払う一般の退職手当等の額) 円	
(支払年月日) 年 月 日	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

別記第33号様式 (第23条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2) )提起することができる(この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。)

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第18条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(返納命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第34号様式 (第23条関係)

(表面)

退職手当返納命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例 第18条第1項 第19条第1項 の規定により、既に支払われた一般の退職手当等の額のうち下記の金額の返納を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2) )提起することができる(この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。)

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例 第18条第1項 第19条第1項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めた理由)

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項に規定する事情のほか、この処分を受ける者の生計の状況に関し勘案した内容についての説明)

備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第35号様式 (第24条関係)

(表面)

職員の退職手当に関する条例第20条第1項に規定する懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



下記の退職をした者に対しその退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、その者がその一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由があるため、職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により通知する。

この通知をした機関は、この通知が到達した日の翌日から起算して6か月以内に限り、この通知を受けた者に対し、下記の退職をした者が既に支払われた一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、その一般の退職手当等の額(下記の退職した者が失業手当受給可能者であった場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

記

(退職をした者の氏名)
(退職手当の受給者の氏名)

(裏面)

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例第20条第1項の規定により控除される失業者退職手当額)	円
(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由)	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

別記第36号様式 (第25条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



第20条第1項

職員の退職手当に関する条例 第20条第2項 の規定により、退職手当の受給者に対し  
第20条第3項

既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2) )提起することができる(この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。))。

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
第20条第1項 (職員の退職手当に関する条例 第20条第2項 の規定により控除される失業者退職 第20条第3項 手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められる理由)

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第20条第6項に規定する事情に関し  
勘案した内容についての説明)

備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関を、(2)には取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

別記第37号様式 (第25条関係)

(表面)

退職手当相当額納付命令書

年 月 日

様

(退職手当管理機関)



職員の退職手当に関する条例 第20条第4項 第20条第5項 の規定により、退職手当の受給者に対し既に支払われた一般の退職手当等の額に相当する額のうち下記の金額の納付を命ずる。

なお、この処分についての不服申立ては、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に (1) に対してすることができる。

また、この処分の取消しの訴えは、この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に和歌山県を被告として(被告を代表する者は (2) )提起することができる(この命令書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。ただし、この命令書を受けた日の翌日から起算して60日以内に不服申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、その不服申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる(その決定の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。)。)

記

金

円

(既に支払われた一般の退職手当等の額)	円
(職員の退職手当に関する条例 第20条第4項 第20条第5項 の規定により控除される失業者退職手当額)	円

(裏面)

(退職をした者の氏名)

(退職手当の受給者の氏名)

(納付命令の理由)

(職員の退職手当に関する条例第15条第1項及び第20条第6項に規定する事情に関し  
勘案した内容についての説明)

備考

- 1 (1)には不服申立てをすべき退職手当管理機関の名称を、(2)には処分の取消しの訴えの被告とすべき者を代表する者を、それぞれ記載すること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第26号

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の調整額に関する規則（平成18年和歌山県人事委員会規則第29号）の一部を次のように改正する。

第7条を削る。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第27号

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会事務局組織規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中第15号を第16号とし、第11号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第10号の次に次の1号を加える。

(11) 退職手当の支給制限等の処分に係る調査審議に関すること。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第28号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第29号

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年10月6日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

職員の自己啓発等休業に関する規則の一部を改正する規則

職員の自己啓発等休業に関する規則（平成19年和歌山県人事委員会規則第49号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第3号中「第10条の2第1項」を「第11条第1項」に改め、同号エ中「第10条の2第4項、第11条第3項又は第16条」を「第22条」に改める。

附 則

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第15号

和歌山県立体育館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成21年10月6日

和歌山県教育委員会委員長 湯川 力

和歌山県立体育館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県立体育館設置及び管理条例（昭和39年和歌山県条例第20号。以下「条例」という。）第16条の規定に基づき、和歌山県立体育館（以下「体育館」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止等)

第2条 体育館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 体育館の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は体育館を利用する者（以下「利用者」という。）及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、体育館の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者（体育館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を

<p>加え、若しくは迷惑になる行為をする者</p> <p>(2) 正当な理由がなく銃砲、刀剣類、爆発物その他の危険物を所持している者</p> <p>(3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者</p> <p>(4) 指定管理者の指示に従わない者</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、体育館の管理上支障があると認められる者 (体育館の損傷等の届出等)</p> <p>第3条 利用者は、体育館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。 (損害賠償義務)</p> <p>第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により体育館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (遵守事項)</p> <p>第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。</p> <p>(2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。</p> <p>(3) 体育館の施設に特別の設備を付加し、又は変更を加えないこと。</p> <p>(4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項 (利用権の譲渡の禁止)</p> <p>第6条 利用者は、体育館の利用の権利を他人に譲渡してはならない。 (原状回復)</p> <p>第7条 利用者は、体育館の利用を終了したとき、又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。</p> <p>2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。 (指定の申請)</p> <p>第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県立体育館指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。</p>	<p>2 条例第7条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 体育館の運営管理に関する収支予算書</p> <p>(2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類</p> <p>(3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類</p> <p>(4) 団体の事業計画書及び収支予算書</p> <p>(5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類</p> <p>(6) 団体の概要を記載した書類</p> <p>(7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類 (事業報告書の作成及び提出)</p> <p>第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>(1) 体育館の管理業務の実施状況及び利用状況</p> <p>(2) 利用料金の収入の実績</p> <p>(3) 体育館の管理に係る経費の収支状況</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による体育館の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項 (委任)</p> <p>第10条 この規則に定めるもののほか、体育館の管理に関し必要な事項は、教育委員会又は教育委員会の承認を受けて指定管理者が別に定める。 附 則 (施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。 (準備行為)</p> <p>2 和歌山県立体育館設置および管理条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第78号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第8条の規定の例による。 (和歌山県立体育館管理規則及び和歌山県立体育館使用規則の廃止)</p> <p>3 次に掲げる規則は、廃止する。</p> <p>(1) 和歌山県立体育館管理規則(昭和50年和歌山県教育委員会規則第20号)</p> <p>(2) 和歌山県立体育館使用規則(昭和50年和歌山県教育委員会規則第22号)</p>
--	---

別記様式 (第 8 条関係)

和歌山県立体育館指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

和歌山県立体育館設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県立体育館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

## 和歌山県教育委員会規則第16号

和歌山県立武道館設置及び管理条例施行規則を次のように定める。

平成21年10月6日

和歌山県教育委員会委員長 湯 川 力

和歌山県立武道館設置及び管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県立武道館設置及び管理条例(昭和44年和歌山県条例第11号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、和歌山県立武道館(以下「武道館」という。)の管理について必要な事項を定めるものとする。

(行為の禁止等)

第2条 武道館においては、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 武道館の施設及び設備を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 指定された場所以外の場所へ車両等を持ち入れ、又は留め置くこと。
- (3) 指定された場所以外の場所にごみ、空き缶その他の汚物を投棄し、又は放置すること。
- (4) 善良な風俗を乱し、又は武道館を利用する者(以下「利用者」という。)及び周辺住民に著しく迷惑をかけること。
- (5) 許可なく物品の販売等を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、武道館の利用を妨げる行為をすること。

2 条例第4条に規定する指定管理者(武道館の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、教育委員会。以下この項、次条、第5条及び第7条第1項において同じ。)は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、利用を拒否し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 善良な風俗を乱すと認められる者又は他人に危害を加え、若しくは迷惑になる行為をする者
- (2) 正当な理由がなく銃砲、刀剣類、爆発物その他の危険物を所持している者
- (3) 騒じょう又は示威にわたる行為をする者
- (4) 指定管理者の指示に従わない者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、武道館の管理上支障があると認められる者

(武道館の損傷等の届出等)

第3条 利用者は、武道館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、速やかに指定管理者に届け出て、その指示に従わなければならない。

(損害賠償義務)

第4条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により武道館の施設及び設備を損傷し、又は滅失したときは、これ

によって生じた損害を県に賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(遵守事項)

第5条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 所定の場所以外の場所で火気を使用しないこと。
- (2) 許可なく物品を販売し、展示作品を即売し、又は寄附金品の募集をしないこと。
- (3) 武道館の施設に特別の設備を付加し、又は変更を加えないこと。
- (4) 壁、柱等にはり紙をし、又はくぎ類を打たないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示する事項

(利用権の譲渡の禁止)

第6条 利用者は、武道館の利用の権利を他人に譲渡してはならない。

(原状回復)

第7条 利用者は、武道館の利用を終了したとき、又は条例第13条の規定により許可を取り消され、若しくは利用の中止を命ぜられたときは、速やかにこれを原状に復さなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設又は設備を速やかに原状に復さなければならない。ただし、教育委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

(指定の申請)

第8条 条例第7条の申請書の様式は、和歌山県立武道館指定管理者指定申請書(別記様式)によるものとする。

2 条例第7条の教育委員会規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 武道館の運営管理に関する収支予算書
- (2) 定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類
- (3) 財産目録、貸借対照表、事業報告書及び損益計算書又はこれらに準ずる書類
- (4) 団体の事業計画書及び収支予算書
- (5) 役員の名簿及び履歴を記載した書類
- (6) 団体の概要を記載した書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次の事

項を記載した事業報告書を作成し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、年度の途中において指定を取り消されたときは、当該取り消された日から起算して30日以内に当該取り消された日の前日までの事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 武道館の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 利用料金の収入の実績
- (3) 武道館の管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者による武道館の管理の実態を把握するために必要なものとして別に定める事項  
(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、武道館の管理に関し必要な事項は、教育委員会又は教育委員会の承認を受けて指定管理者が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 和歌山県立武道館設置および管理条例の一部を改正する条例(平成21年和歌山県条例第79号)附則第2項の規定により行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第8条の規定の例による。

(和歌山県立武道館管理規則及び和歌山県立武道館使用規則の廃止)

- 3 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 和歌山県立武道館管理規則(昭和50年和歌山県教育委員会規則第21号)
  - (2) 和歌山県立武道館使用規則(昭和50年和歌山県教育委員会規則第23号)

別記様式 (第 8 条関係)

和歌山県立武道館指定管理者指定申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会 様

(申請者)

主たる事務所の所在地

団体の名称

代表者の氏名

和歌山県立武道館設置及び管理条例第 7 条の規定により、和歌山県立武道館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

告 示

和歌山県告示第1138号

和歌山県毒物及び劇物取扱者試験委員規程 (昭和35年和

歌山県告示第564号) は、廃止する。

平成21年10月6日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸